

東かがわ市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により東かがわ市へ寄附を行った市外在住者に対して、感謝の意を表す商品やサービスを贈呈することにより、市のシティプロモーションの推進、地域経済の活性化、観光促進等を図るため、寄附者への返礼品及び提供事業者を募集します。

なお、事業者より募集した返礼品は国への申請を通過後、返礼品の掲載及び受付開始とします。

2 募集事業者の要件

登録できる事業者は次に掲げる基準を満たす事業者とします。

- (1) 各種法令規則等を遵守し、生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 「東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要領に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (4) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコンを有し、本市が管理業務を委託しているふるさと納税寄附管理等業務受託者(以下、「中間事業者」という。))が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (5) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む。)等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市へ報告すること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではないこと。
- (7) 返礼品を提供するため、上記(6)に該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。
- (8) 物品の送付作業及びサービスの利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。
- (9) 中間事業者との間で、返礼品提供に係る契約を両者間で締結し、その契約内容に基づき確実に履行できること。
- (10) 本市が返礼品に対する検品等により関係法令や「3 返礼品の条件」に規定される事項を満たしていないと判断した場合には、代品請求、代金減額、又は損害賠償の請求に係る事項に関し、本市及び中間事業者と協議すること。

3 返礼品の条件

(1)平成31年総務省告示第179号(以下、「告示」という。)における第5条第1項各号に規定する総務大臣が定める基準(以下、「地場産品基準」という。)のいずれか1つ以上を満たすものであること。

なお、新たな返礼品の申請時において、告示改正後の地場産品基準(以下、「新基準」という。)が公布されているときは、新基準の適用日以前であっても、新基準を満たすものであること。また、新基準の適用日までに本市が返礼品としてポータルサイトに掲載している返礼品については、適用日までの間は、告示改正前の地場産品基準を満たすものであること。

※地場産品基準の該当・非該当については、最新の法令(解釈を含む。)や、製造等の状況により判断します。

(2)公序良俗に反しないものであること。

(3)品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定もしくは数量限定で供給するものは提供することとします。

(4)飲食物については、寄附者に到着後、一定期間の消費期限又は賞味期限を有していること。

(5)返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合には、食品衛生法等に基づく許認可等を取得し、提供等を行っていること。

(6)食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法など関係法規を遵守しているものであること。

(7)宿泊や体験型返礼品等の役務の提供については、その全部もしくは大部分が本市内で提供されるものであること。また、利用にあたり一定の期間を設けること。
ただし、イベント等で日時が指定されている場合は除く。

(8)チケットの発券を伴う場合には、転売対策の措置を講じていること。

4 返礼品の発送について

(1)中間事業者が発注してから原則一か月以内に寄附者へ返礼品を送付すること。ただし、返礼品の提供において期間が限定されている場合は遅滞なく送付すること。

(2)返礼品の発送については、原則返礼品の配送状況を随時確認できる方法を利用して発送すること。

(3)市より、市のPRのための資料の同梱を依頼された場合は送料に変更のない範囲でできる限り協力すること。

(4)自社の商品カタログやチラシ等の同梱については、送料に変更のない範囲で同梱することができる。

5 返礼品の商品価格

商品価格の総額で寄附額の30%を超えることはできません。

※「商品価格」とは、寄附額ではなく、本市から返礼品提供事業者を支払う費用を指します。

6 費用負担

- (1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等の寄附金の決済に係る手数料、返礼品の送料は、原則として本市が負担します。
- (2) 商品の梱包に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。
- (3) 寄附者から、商品の品質等に関する苦情や申入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (4) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

7 ポータルサイト掲載までの流れ・手続き

(1) 応募受付

(2) 審査

応募内容について、本市及び中間事業者において、提案書等が2及び3の条件を全て満たしていることを確認のうえ、総務省へ返礼品の地場産品基準への適合性を確認します。なお、応募要件を満たしていない場合や提案の内容等に不備がある場合、応募は無効となります。

審査結果は、事業者に連絡しますが、応募件数が多い場合や、地場産品基準の適合性について疑義が生じた場合等には、連絡に時間を要することがあります。

(3) 寄附金額の決定

寄附金額は、返礼品の商品価格に3分の10をかけ、1,000円単位に切り上げた額を基本として、本市が決定します。

※ただし、送料が高額になる場合は、本市の送料負担が大きくなるように、高めに寄附額を設定する場合があります。

(4) 契約の締結

中間事業者と返礼品提供に関する契約を締結します。

(5) ポータルサイト掲載

契約が完了した物品及び役務(サービス)は、ふるさと納税ポータルサイトの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、対応順序、掲載順序、掲載時期は、本市及び中間事業者に一任するものとします。

8 返礼品提供事業者の業務内容、注意事項等

- (1) 返礼品提供事業者は、中間事業者からの発注により、速やかに寄附者への返礼品等の発送事務を行ってください。

- (2) 寄附者が本市市民及び法人の場合は、返礼品を送付できません。
- (3) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について、本市及び中間事業者には必ず報告をしてください。なお、品質等による補償や苦情等対応については、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、本市が買い取りを行うものではありません。
- (5) 個人情報取扱特記事項
 - ア 返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報保護法」及び関係法令を遵守するとともに、本市及び中間事業者の求めに応じ、必要書類を提出してください。
 - イ 寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用できません。

9 応募方法

- (1) 応募期間
 - 随時受付とします。
 - ただし、本市の判断で受付を停止することがあります。
- (2) 応募件数
 - 返礼品の応募件数に上限はありません。
- (3) 提出書類
 - ア 東かがわ市ふるさと納税返礼品提供事業者応募届(誓約書兼同意書)
 - イ 3号証明書(地場産品基準第3号の返礼品について応募する場合)・別紙
 - ※アは1者につき1部作成してください。
 - イは応募する返礼品ごとに1部作成してください。

10 その他

- (1) 優先的に取り扱う返礼品について
 - 次のいずれかに該当する返礼品は、本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。
 - ア 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
 - イ 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
 - ウ 本市施策に関係性があるもの
- (2) 2及び3の条件に適合した場合であっても、本市が返礼品を提供する目的等に照らし、適当でないと判断した場合は返礼品として取り扱わないことがあります。
- (3) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。